

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

| 種類   | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 20,000,000  |
| 計    | 20,000,000  |

##### ②【発行済株式】

| 種類   | 第2四半期会計期間末<br>現在発行数(株)<br>(平成21年9月30日) | 提出日現在発行数(株)<br>(平成21年11月6日) | 上場金融商品取引所名<br>又は登録認可金融商品<br>取引業協会名 | 内容  |
|------|--|-----------------------------|------------------------------------|-----|
| 普通株式 | 7,670,078                              | 7,670,078                   | 東京証券取引所<br>市場第一部                   | (注) |
| 計    | 7,670,078                              | 7,670,078                   | —                                  | —   |

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月18日定時株主総会決議

|  | 第2四半期会計期間末現在<br>(平成21年9月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個)                                 | 3,000(注)1                    |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                       | —                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式(注)9                     |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                         | 300,000                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                          | 2,967(注)3                    |
| 新株予約権の行使期間                                 | 平成23年4月1日～平成24年3月31日         |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の<br>発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,967<br>資本組入額 1,483    |
| 新株予約権の行使の条件                                | (注)4                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | (注)6                         |
| 代用払込みに関する事項                                | —                            |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | (注)8                         |

(注)1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。ただし、下記2に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、新株予約権の割当後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で当社取締役会は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記1に定める付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その行使により発行される株式の発行価額が新株予約権を発行した時の株式の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権の割当後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社取締役会は必要と認める株式数の調整を行う。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役または管理職の地位にある従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了・定年により退任・退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 5 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 7 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権を行使できなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 8 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条1項8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1及び2に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
上記3に準じて決定する。

- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件  
上記4に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由  
上記7に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記5に準じて決定する。
- (9) 組織再編行為の際の再編対象会社新株予約権の取扱い  
本8に準じて決定する。
- 9 「1 (1) ②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日                      | 発行済株式<br>総数増減数<br>(株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(株) | 資本金<br>増減額<br>(百万円) | 資本金残高<br>(百万円) | 資本準備金<br>増減額<br>(百万円) | 資本準備金<br>残高<br>(百万円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成21年7月1日～<br>平成21年9月30日 | —                     | 7,670,078            | —                   | 3,513          | —                     | 3,654                |

## (5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

| 氏名又は名称                    | 住所               | 所有株式数<br>(株) | 発行済株式総数に<br>対する所有株式数<br>の割合 (%) |
|---------------------------|------------------|--------------|---------------------------------|
| 三井物産株式会社                  | 東京都千代田区大手町1丁目2-1 | 1,550,000    | 20.20                           |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11  | 539,400      | 7.03                            |
| 小山田 浩定                    | 福岡市中央区           | 420,407      | 5.48                            |
| 東京センチュリーリース株式会社           | 東京都港区浜松町2丁目4-1   | 330,000      | 4.30                            |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 東京都港区浜松町2丁目11-3  | 275,600      | 3.59                            |
| 金納 健太郎                    | 福岡県柳川市           | 193,260      | 2.51                            |
| 株式会社福岡銀行                  | 福岡市中央区天神2丁目13-1  | 176,000      | 2.29                            |
| 株式会社山口銀行                  | 山口県下関市竹崎町4丁目2-36 | 172,000      | 2.24                            |
| 株式会社損害保険ジャパン              | 東京都新宿区西新宿1丁目26-1 | 143,000      | 1.86                            |
| 総合メディカル従業員持株会             | 福岡市中央区天神2丁目14-8  | 139,740      | 1.82                            |
| 計                         | —                | 3,939,407    | 51.36                           |

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式428,321株(5.58%)があります。

- 2 住友信託銀行株式会社から平成21年5月12日付けで大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年4月30日現在で当社が以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称     | 住所               | 所有株式数<br>(株) | 発行済株式総数に<br>対する所有株式数<br>の割合 (%) |
|------------|------------------|--------------|---------------------------------|
| 住友信託銀行株式会社 | 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 | 419,400      | 5.47                            |

また、ブラックロック・ジャパン株式会社から平成21年5月7日付けで大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年4月30日現在で当社とその共同保有者が以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称                             | 住所   | 所有株式数<br>(株) | 発行済株式総数に<br>対する所有株式数<br>の割合 (%) |
|------------------------------------|--|--------------|---------------------------------|
| ブラックロック・ジャパン株式会社                   | 東京都千代田区丸の内1丁目7番12号                                     | 116,500      | 1.52                            |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド | 英国 ロンドン市 キングウィリアム・ストリート 33                             | 76,800       | 1.00                            |
| ブラックロック・(チャンネル諸島)リミテッド             | チャンネル諸島 ジャージー市 セイント・ヘリアー グレンビル・ストリート フォーラム・ハウス JE1 OBR | 120,800      | 1.57                            |
| 計                                  | —  | 314,100      | 4.10                            |

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

| 区分              | 株式数 (株)                  | 議決権の数 (個) | 内容                                |
|-----------------|--------------------------|-----------|-----------------------------------|
| 無議決権株式          | —                        | —         | —                                 |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | —                        | —         | —                                 |
| 議決権制限株式 (その他)   | —                        | —         | —                                 |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | (自己保有株式)<br>普通株式 428,300 | —         | 「1 (1) ②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。 |
| 完全議決権株式 (その他)   | 普通株式 7,224,200           | 72,242    | 同上                                |
| 単元未満株式          | 普通株式 17,578              | —         | 1単元 (100株) 未満の株式                  |
| 発行済株式総数         | 7,670,078                | —         | —                                 |
| 総株主の議決権         | —                        | 72,242    | —                                 |

### ② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称              | 所有者の住所               | 自己名義所有株式数 (株) | 他人名義所有株式数 (株) | 所有株式数の合計 (株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%) |
|-------------------------|----------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|
| (自己保有株式)<br>総合メディカル株式会社 | 福岡市中央区天神<br>2丁目14番8号 | 428,300       | —             | 428,300      | 5.58                    |
| 計                       | —                    | 428,300       | —             | 428,300      | 5.58                    |

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別     | 平成21年<br>4月 | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    |
|--------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高 (円) | 2,150       | 2,135 | 2,310 | 2,350 | 2,250 | 2,425 |
| 最低 (円) | 1,800       | 1,952 | 2,030 | 1,983 | 2,090 | 2,145 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。